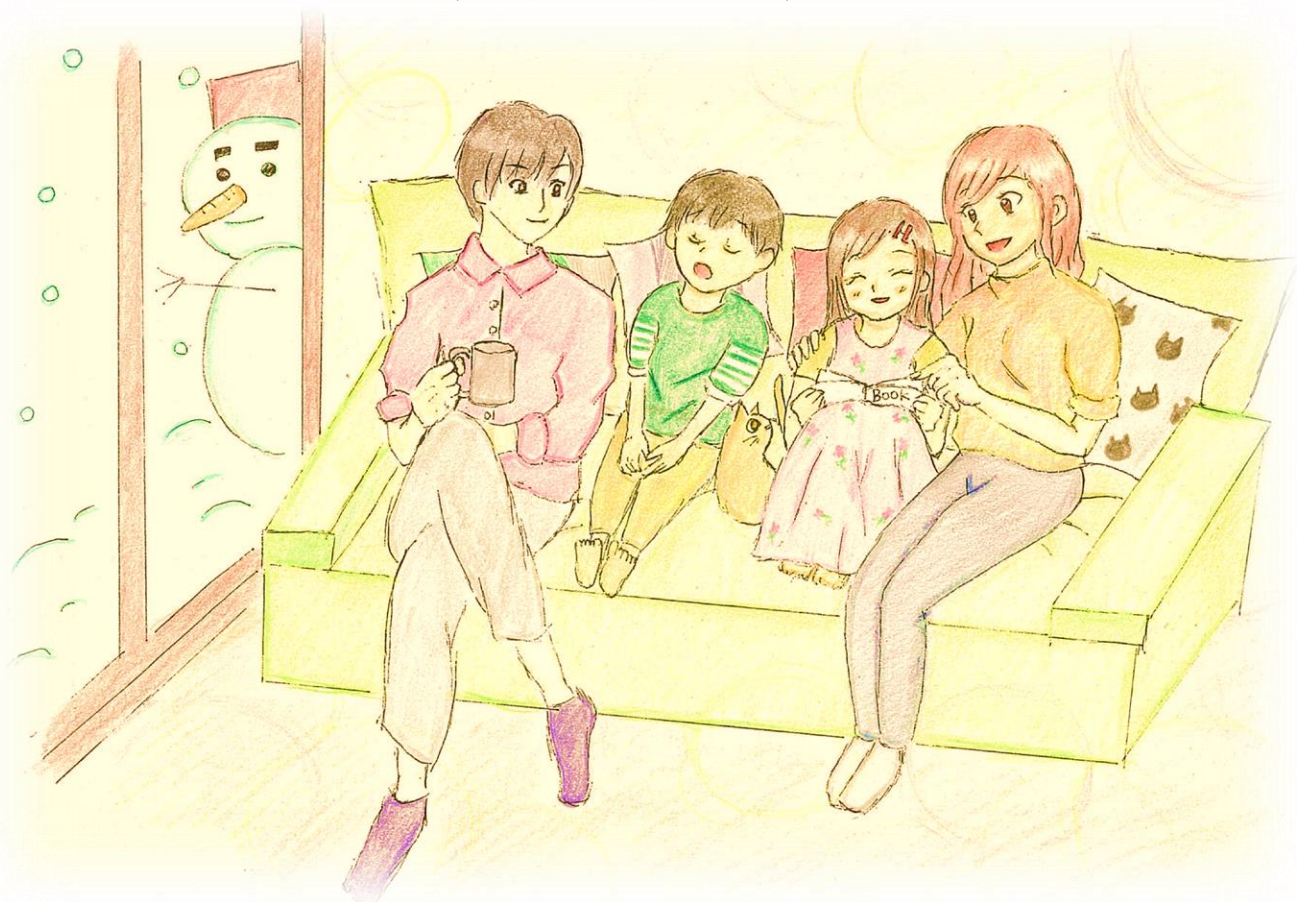


せんだい健幸省エネ住宅 補助金（全体改修向け）

申請の手引き

（令和6年度版）



※部位別改修で申請される方は「部分改修向け」の申請の手引きをご覧ください。

環境局脱炭素政策課

目次

1. 目的	-1-
2. 補助内容等	-1-
①補助対象事業となる要件等	-1-
②補助上限額	-2-
③補助額の算定方法	-2-
④補助対象住宅となる要件	-3-
⑤補助対象者となる要件	-3-
⑥補助対象経費	-4-
3. 申請及び実績報告期限	-4-
4. 申請及び実績報告の流れ	-5-
5. 交付申請兼実績報告に必要な書類	-6-
6. 交付申請兼実績報告書類の記入例	-10-
様式第1号（表面）記入例	-10-
様式第1号（裏面）記入例	-11-
様式第2号記入例	-12-
見積書の記入例	-14-
建物平面図の記入例	-16-
様式第3号－1 記入例	-18-
様式第3号－2 記入例	-19-
出荷証明書（参考様式）記入例	-22-
様式第9号記入例	-25-
様式第10号記入例	-26-
7. 補助金交付額の確定	-27-
8. 補助金の交付請求	-27-
9. 補助金の支払い	-27-
10. 取得財産の管理・処分	-28-
11. 申請手続き代行事業者の公表	-28-
12. 補助事業完了後の市への協力	-28-
13. 請求書の記入例	-29-
Q & A	-30-

1.目的

「仙台市地球温暖化対策推進計画（2021-2030）」に基づき、仙台市域における温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、既存住宅の高断熱住宅化を促進するため、事業に要する経費の一部を補助するもの。

2.補助内容等

① 補助対象事業となる要件等

改修部位	対象事業の要件等
共通	<ul style="list-style-type: none">・ <u>令和6年4月1日以降に断熱改修に着手した工事</u>であること・ 一戸建て住宅において、「<u>せんだい健幸省エネ住宅</u>」の認定基準（外皮平均熱貫流率0.48以下）を満たすよう、<u>外気に接する部分の概ね8割以上（※2）を断熱改修する工事</u>であること （当該住宅の認定制度については、「<u>せんだい健幸省エネ住宅認定制度 申請の手引き</u>」参照）
窓（※1）	<ul style="list-style-type: none">・ 工事の方法が内窓設置（既存窓は、金属製建具、単板ガラスとみなす）、外窓設置であること・ 熱貫流率（※3）1.9以下とする工事であること・ 既存建築物に設置された外気と直接接している窓の改修であること・ 過去に仙台市の補助金の交付を受けた窓でないこと
玄関ドア（※1）	—
床、壁、屋根又は天井（※1）	<ul style="list-style-type: none">・ 屋根又は天井断熱の場合、既存建築物に設置された外気と直接接している部分の改修であること・ 天井断熱の場合、最上階以外は床として申請してください

（※1）リフォーム時の間取り変更等により、窓などを新たに設置する場合、対象部位が性能や要件を満たしていれば、補助対象となります。

（※2）面積要件について不明な場合は事前にお問い合わせください。

（※3）ガラス中央部ではなく、建具も含めた熱貫流率で性能を評価します。

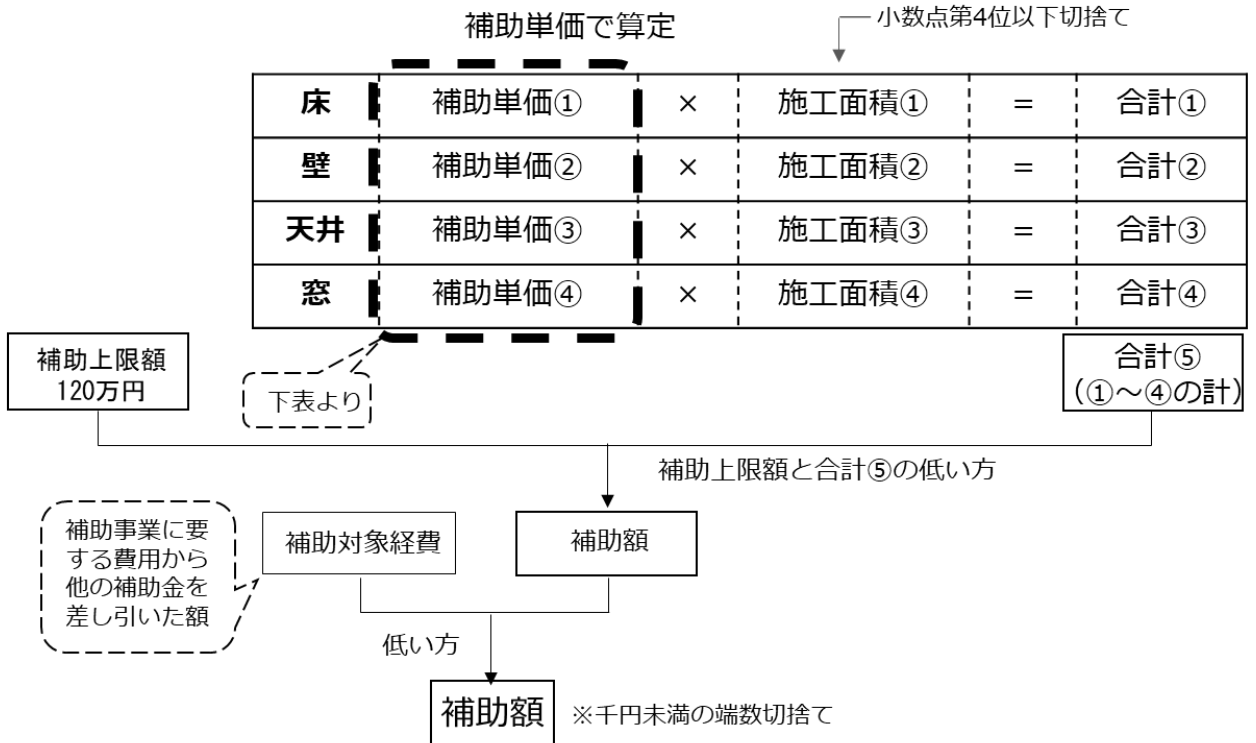
（※3）内窓設置の場合は、二重窓全体（既存窓（金属製建具、単板ガラスとみなす）と内窓）での熱貫流率で性能を評価します。

② 補助上限額

120万円（1棟当たり）

※ 同一年度内1回限りの申請となります（1回の申請で住宅1棟分のみ申請可能です。）。

③ 補助額の算定方法



※ 補助額が、補助対象経費を超える場合は、補助対象経の額（補助対象経費に千円未満の端数があれば、これを切り捨てた額）とします。（補助対象経費の考え方については、4ページ参照）。

▼補助単価表（熱貫流率については1ページを参照）

部位	基準等	補助単価
床、壁、 屋根・天井	—	3,500円/m ²
窓	熱貫流率1.9以下	10,000円/m ²
玄関ドア	—	71,000円/m ²

④ 補助対象住宅となる要件

対 象 住 宅 と な る 要 件	
<input type="checkbox"/>	市内にある居住の用に供されている一戸建て住宅 又は市内にある居住の用に供する予定の一戸建ての既存住宅（※） （※）既存住宅とは、人の居住の用に供したことのある住宅のこと

⑤ 補助対象者となる要件

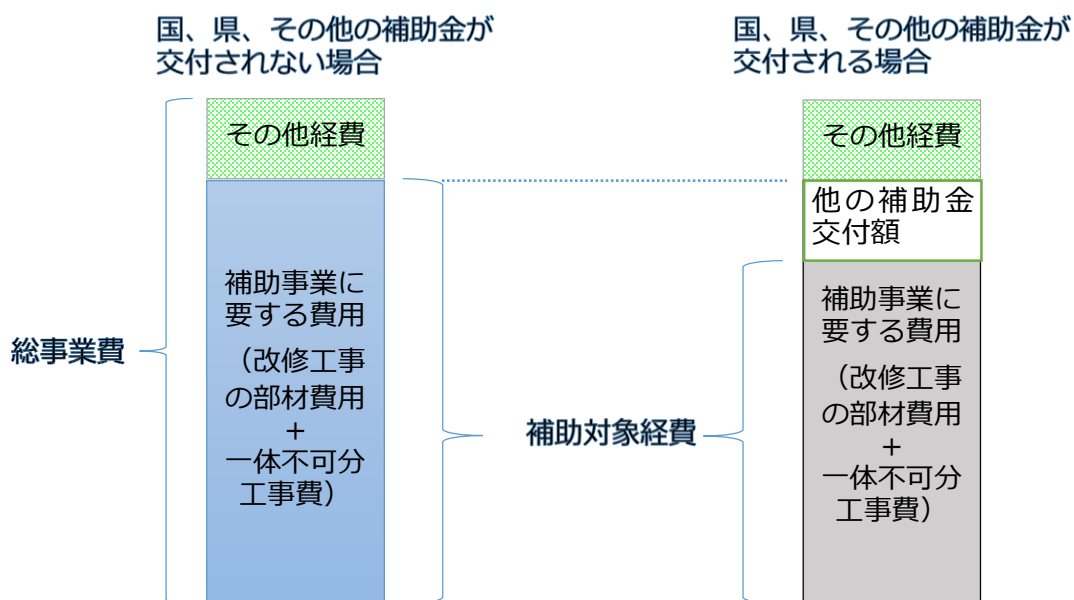
以下のすべてに該当する個人又は事業者

対 象 者 と な る 要 件	
<input type="checkbox"/>	・補助対象住宅の所有者、その配偶者又は一親等の親族（※1） （※1）他に所有者がいる場合、全ての所有者から同意が得られている必要があります
<input type="checkbox"/>	・市内に住所を有する方（※2） （※2）住宅の所有者である個人が単身赴任等により市外に住所を有している場合、当該住宅に配偶者又は一親等の親族が居住していれば、当該住宅の所有者による申請が可能です
<input type="checkbox"/>	・補助金の申請者、工事請負契約の締結者、改修工事の代金を負担する方が同一であること
<input type="checkbox"/>	・仙台市の市税を滞納していない方
<input type="checkbox"/>	・暴力団等と関係を有していない方
<input type="checkbox"/>	・同一年度内に申請を行っていない方
<input type="checkbox"/>	・補助対象事業について、仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていない方

⑥ 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、補助事業に要する費用（税抜金額）に限ります。

※国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、当該補助金相当額を控除した額を補助対象経費とします。



○一体不可分工事費の例

＜窓断熱＞ 搬入費、サッシ取付費、ふかし枠費 等

＜窓以外の断熱＞ 解体工事費、搬入費、下地張り費、フローリング・タイル・クロス張り費 等

○その他経費（補助対象外経費）の例

諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、処分費（廃材処分費、既存窓処分費等）、振込手数料、清掃費、補助事業に対して一体不可分ではない工事費（＜窓断熱＞：網戸設置、カーテンレール移設、窓枠塗装、和紙調フィルム加工等）等

3.申請及び実績報告期限

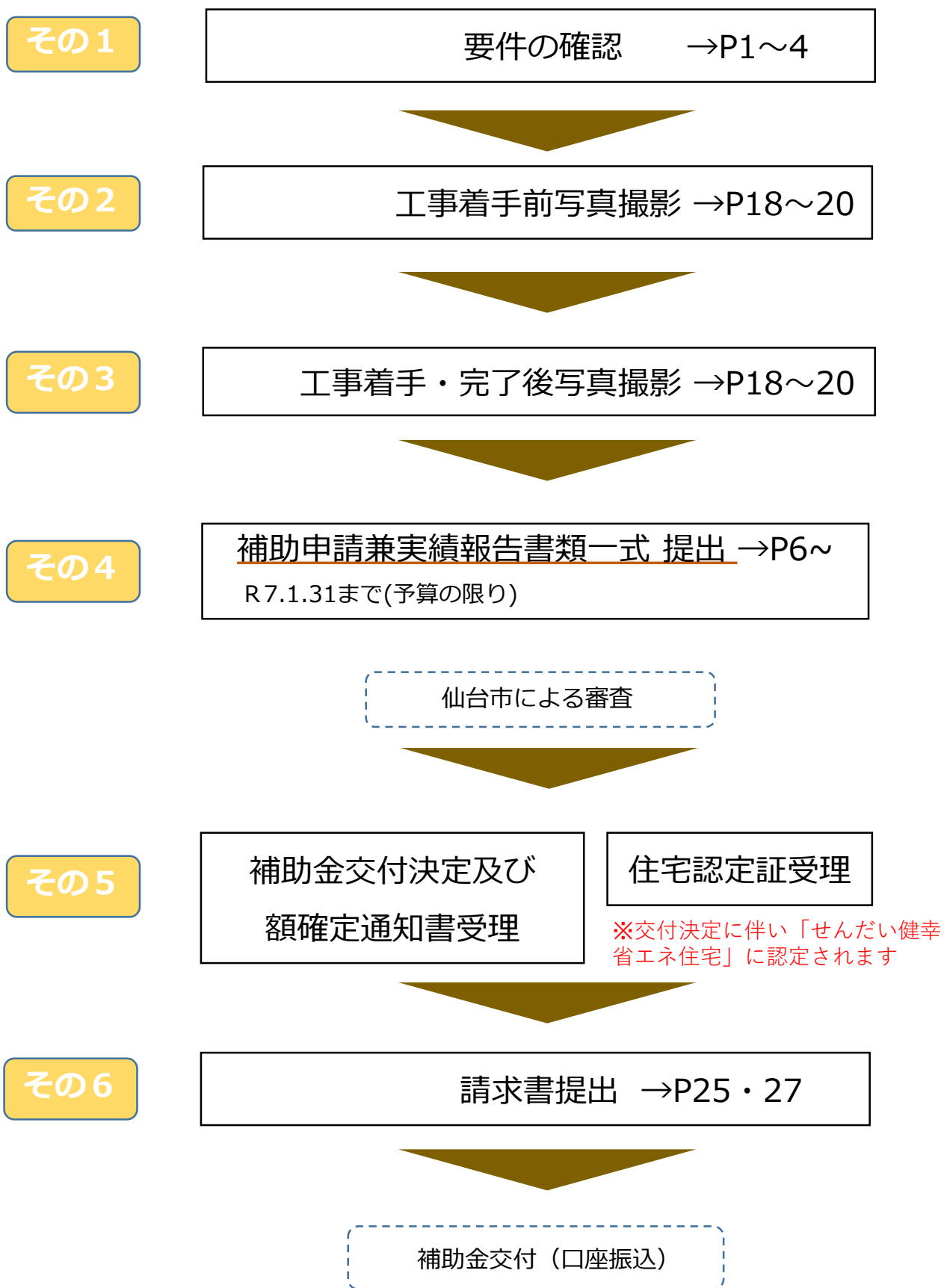
令和6年5月15日から令和7年1月31日まで（必着）

【予算が無くなり次第終了】

※ **工事完了後の申請**となります。ただし、申請及び実績報告時に、**工事前の写真が必要**です。

※ 先着順での審査となります。補助金交付可能額（予算残額）が120万円を下回った場合、下回った日より10日間ごと（土日祝日を除く）を抽選受付期間とし、その期間に提出のあった交付申請により抽選を行います（全ての申請者に対し交付可能な場合は抽選を行いません）。予算残額は、仙台市ホームページで公表し定期的に更新しますのでご確認ください。

4.申請及び実績報告の流れ



5. 交付申請兼実績報告に必要な書類

下表の必要書類を郵送により環境局脱炭素政策課あてご提出ください
(記入例は9ページ以降参照、送付先は最終ページの「提出・問い合わせ先」参照)。

	書類名	備考
①	補助金交付申請兼実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号 ・余白に捨印を押印していれば、軽微な間違い等は訂正することが可能です。
②	補助額算定表	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号
③	(申請者が個人の場合) 住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の原本 ・マイナンバーが記載されていないもの ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
	(申請者が法人の場合) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・原本 ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
	(申請者が個人事業主の場合) 開業等届出書及び住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人の原本 ・マイナンバーが記載されていないもの ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
④	建物の登記事項証明書 (登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記簿謄本の原本(登記情報提供サービスなどネットでの出力は不可) ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
⑤	工事請負契約書 (又は工事請書と注文書のセット)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の氏名、住所、改修工事場所、押印、契約日等を確認できること ・申請者名義の契約であること ・着工日が令和6年4月1日以降であること

	書類名	備考
⑥	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・見積の合計金額が契約書と同じ金額であること ・申請者あての見積書であること ・改修工事の部材費用及び一体不可分工事費用が分かるもの ・「補助額算定表（様式第2号）」に対応する工事箇所番号が記載されていること ・窓断熱改修の場合は、窓ごとの寸法が記載されていること ・窓以外の改修の場合は、施工面積、断熱材の厚さが記載されていること
⑦	窓（又は玄関ドア）の熱貫流率が分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> ・窓（又は玄関ドア）の断熱改修実施の場合のみ提出 ・国補助事業（こどもエコすまいる支援事業及び先進的窓リノベ事業）における納品書又はカタログ等の写し
⑧	建物平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事前後のそれぞれの平面図上に、「補助額算定表（様式第2号）」に対応する工事箇所番号が記載されていること ・改修箇所を含むフロア全体のもの（1階の部屋を一部断熱改修する場合であっても、1階全体の平面図が必要）
⑨	領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の氏名（フルネーム）及び全体改修工事に要する費用を負担したことが分かるもの
⑩	建物全景写真	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号－1 ・工事後の建物全景のカラー写真

	書類名	備考
⑪	工事写真	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3号－2 ・工事前、工事後の改修箇所ごとと全体のカラー写真 ・「補助額算定表（様式第2号）」に対応する工事箇所番号が記載されていること <p>【窓断熱改修の場合】 窓ごとに室内からカーテンを開けた状態で撮影すること。 また、内窓設置の場合は、内窓を半分開けるなどし、二重窓と分かるように撮影すること。</p> <p>【窓以外の断熱改修の場合】 工事箇所ごとに撮影すること。 工事前写真は仕上げ等を撤去し断熱施工する直前を、 工事後写真は断熱材の施工を完了し、仕上げ材施工前の断熱材が見える状態で撮影すること。</p>
⑫	出荷証明書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・参考様式（21～23ページ参照）の事項が記載されていること
⑬	BELS評価書の写し	
⑭	市税の滞納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前30日以内のもの ・区役所、総合支所で交付を受けてください ・「補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）」において、<u>市税納付状況確認に同意した場合は不要</u>
⑮	他の補助金の額が分かる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金を受給する場合のみ提出 ・補助金交付申請書、交付決定通知書等の写し（申請者氏名、金額の分かるもの）
⑯	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する場合のみ提出

※提出書類はA4サイズ又はA3サイズ折り込みで提出してください

※提出書類について問い合わせをする場合がありますので、写しを保管してください。

	書類名	備考
⑭	他の補助金の額が分かる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金を受給する場合のみ提出 ・補助金交付申請書、交付決定通知書等の写し（申請者氏名、金額の分かるもの）
⑮	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する場合のみ提出

※提出書類はA4サイズ又はA3サイズ折り込みで提出してください

※提出書類について問い合わせをする場合がありますので、写しを保管してください。

建物所有者が市内に住所を有していない場合、対象住宅に配偶者又は一親等の親族が居住していれば、当該所有者は申請が可能です。

その場合、以下の書類を追加でご提出ください。

	書類名	備考
⑯	建物所有者の戸籍謄本又は戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者と居住者が配偶者又は一親等の親族であると確認できるもの ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
⑰	対象住宅に居住している者の住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅に所有者の配偶者又は一親等の親族が居住していると分かるもの ・交付日が交付申請兼実績報告の提出前3か月以内のもの
⑱	公共料金の領収書等の写し（直近のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅に居住していることが分かるもの

※申請者（所有者）の住民票（市外のもの）の提出も必要です。

6. 交付申請兼実績報告書類の記入例

様式第1号（表面）記入例

様式第1号（1/2枚）

せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付申請兼実績報告書



申請書を提出する日付を記入してください。

令和6年 6月 1日

(あて先) 仙台市長

申請者

フリガナ	センダイ タロウ	
氏名	仙台 太郎	
住所	(〒 980 - 8671) 仙台市青葉区二日町〇番〇号	
電話番号	(022) 123 - 4567	
(申請者が個人の場合のみ) 補助事業を実施する建物の所有者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 1親等の親族（親・子） <small>※1親等の親族には、配偶者の親や、子の配偶者を含みます。その他の親族は申請できません。</small>	

平日日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

申請に係る書類はすべて同じ印を使用してください。

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条、せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係がある場合は、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

共有者がいる場合は他の所有者からの同意書が必要です。

1 補助対象事業を実施する建物	名称	仙台太郎宅	
	所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる(以下に記入)	
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	階数	地上 2階 地下 階	
2 住宅の性能	延床面積	59.4 m ²	
	性能区分	<input checked="" type="checkbox"/> S (re) -G1 <input type="checkbox"/> S (re) -G2 <input type="checkbox"/> S (re) -G3	
	外皮平均熱貫流率	0.48 [W/(m ² ・K)]	
補助額算定表（様式第2号）における「補助金額」と同じ金額を記載してください。	補助額算定表(様式第2号)に記載のとおり	→ 283,680 円	
	私の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を環境局脱炭素政策課が税務担当課に照会する。		
5 市税納付状況確認*	① 同意します	<input checked="" type="radio"/>	
	② 同意しません → 証明書	<input type="radio"/>	

該当する箇所にチェックを入れてください。

補助額算定表（様式第2号）における「補助金額」と同じ金額を記載してください。

該当する箇所に○をつけてください。同意しない場合は証明書の添付が必要です。

※「2. 同意しません」の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたもの)に限り、(1通300円の手数料が必要です。)

様式第2号記入例

(例) 床断熱と窓断熱を実施する場合

補助額算定表 (全体改修用)

小数点第4位以下の端数切捨て

(1) 床断熱

・床下断熱の場合

箇所 番号	断熱材		熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² K/W)	寸法 (mm)			施工面積 (m ²)	補助額	
	区分	種類				幅	×	高さ		単価	合計
1	ボード系断熱材	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a	0.028	50	1.79	7,425	×	8,000	59,400	3,500	207,900
2							×		0.000		
3							×		0.000		
4							×		0.000		
5							×		0.000		
6							×		0.000		
7							×		0.000		
平均熱抵抗値					1.79						

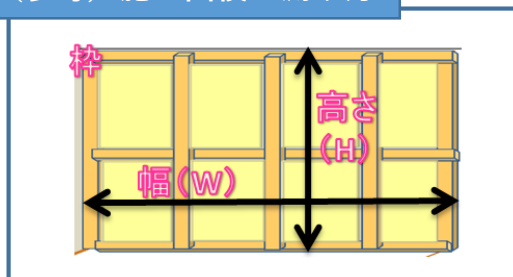
必要事項を記載
(見積書や出荷証明書
と記載を対応させる)

・基礎断熱の場合

箇所 番号	断熱材		熱伝導率 (W/mK)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² K/W)	寸法 (mm)			施工面積 (m ²)	補助額	
	区分	種類				幅	×	高さ		単価	合計
1							×		0.000		
2							×		0.000		
3							×		0.000		

基礎断熱を実施した
場合は記載

(参考) 施工面積の測り方



}}

小数点第4位以下の端数切捨て

国補助事業において登録されている製品の場合は、製品型番を記載

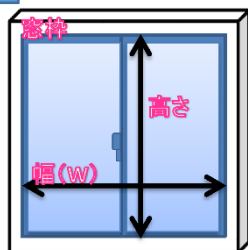
(4) 窓断熱

※国補助事業(こどもエコポイント支援事業、先進的窓リノベ事業)における登録製品の場合記載

箇所 番号	工法	建具の材質	ガラスの種類	中空層厚さ (mm)	熱貫流率 (W/m ² ・K)	窓サイズ (mm)			窓面積 (m ²)	補助額		※国補助事業 登録製品型番
						幅	×	高さ		単価	合計	
1	内窓設置	樹脂製	低放射複層ガラス	12	2.33	2,560	×	1,800	4,608	10,000	46,080	
2	内窓設置	樹脂製	低放射複層ガラス	12	2.33	1,650	×	1,800	2,970	10,000	29,700	
3							×		0.000			

(参考) 窓面積の測り方

内窓設置…設置予定の内窓の面積
外窓設置…設置後の窓の面積



}}

必要事項を記載
(見積書や出荷証明書
と記載を対応させる)

様式第2号記入例

(例) 床断熱と窓断熱を実施する場合

2 補助上限額と1の算定結果（計①～計⑥の合計）を比較し、低い方を補助額とする

補助上限額⑦	1,200,000
補助額⑧（計①～⑥の合計と⑦のうち低い方）	283,680

部位ごとの補助額を合計
 (例)
 207,900円（床断熱における補助額）＋
 75,780円（窓断熱における補助額）
 ＝283,680円

3 補助対象経費の算定

全体改修における断熱工事の見積額⑨		1,545,816
他補助金控除後の補助対象経費⑩（⑨-⑪）		1,545,816
仙台市以外の補助金額合計⑪		
内訳（壁）	床に対する県の補助金額	
	床に対する国の補助金額	
	床に対するその他補助金額	
内訳（屋根・天井）	壁に対する県の補助金額	
	壁に対する国の補助金額	
	壁に対するその他補助金額	
内訳（窓）	屋根・天井に対する県の補助金額	
	屋根・天井に対する国の補助金額	
	屋根・天井に対するその他補助金額	
内訳（窓）	窓に対する県の補助金額	
	窓に対する国の補助金額	
	窓に対するその他補助金額	
他の補助金が交付される場合は記載	玄関ドアに対する県の補助金額	
	玄関ドアに対する国の補助金額	
	玄関ドアに対するその他補助金額	

補助事業に要する費用（税抜金額）を記載（見積書の金額に対応させる）

他の補助金が交付される場合は記載

4 2の算定結果と3の算定結果を比較し、低い方を補助金額とする

補助金額（⑧と⑩のうち低い方（千円未満の端数切捨て））	283,680
-----------------------------	---------

補助額（千円未満切り捨て）

【補足】壁断熱を実施する場合

寸法 (mm)	壁面積 (㎡)		断熱材のうち、窓など、断熱材が入らない部分の面積 (㎡)	施工面積 (㎡)	補助額	
	幅	高さ			単価	合計
×	×					
×	×					
×	×					
×	×					

断熱材を入れる壁に面した窓など、断熱材を入れない部分があれば、その部分の面積（㎡単位、小数点第4位以下の端数切捨て）を記載

見積書の記入例

○申請者あての見積書と分かるようにしてください

○「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください

○床、壁、屋根・天井を改修する場合は、断熱材の種類と厚さ、施工面積を記載してください

○窓を改修する場合は、窓ごとに寸法（幅×高さ）を記載してください

仙台 太郎 様

◆床断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
1.解体工事						
既存中木撤去		手間	36	m	570	20,520
既存フローリング撤去	厚12~15mm	〃	59.4	m ²	1,740	103,356
床組（根太）撤去		〃	59.4	m ²	1,520	90,288
1.小計						214,164
2.床工事						
新規床組	根太組@303mm	材工共	59.4	m ²	3,960	235,224
床下地張り	針葉樹構造用合板 厚12mm	〃	59.4	m ²	2,730	162,162
複合フローリング	単板張り 厚12×幅303×長1818mm	材料費	59.4	m ²	4,900	291,060
複合フローリング張り		手間	59.4	m ²	2,210	131,274
木製幅木取付け	米ツガ無節 厚12×高60mm	材工共	36	m	1,050	37,800
断熱工事 床①	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a 厚50mm	〃	59.4	m ²	2,980	177,012
2.小計						1,034,532
合計						1,248,696
諸経費	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する			187,304
総計	(建物平面図にも記載)					1,436,000

仙台 太郎 様

◆壁断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
1.解体工事						
既存壁解体	石こうボード撤去	手間	125	m ²	1,090	136,250
1.小計						136,250
2.壁工事						
壁石こうボード張り（GB-R）	厚12.5mm 不燃 継目処理	材工共	125	m ²	2,350	293,750
断熱工事 壁 壁①	高性能グラスウール断熱材16K 厚105mm	〃	125	m ²	1,880	235,000
クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	125	m ²	1,200	150,000
2.小計						678,750
合計						815,000
諸経費	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する			163,000
総計	(建物平面図にも記載)					978,000

見積書の記入例

○申請者あての見積書と分かるようにしてください

○「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください

○床、壁、屋根・天井を改修する場合は、断熱材の種類と厚さ、施工面積を記載してください

○窓を改修する場合は、窓ごとに寸法（幅×高さ）を記載してください

仙台 太郎 様

◆天井断熱工事の場合

申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
1.解体工事						
既存天井解体	石こうボード撤去	手間	49	m ²	1,360	66,640
野縁組撤去	木製野縁	〃	49	m ²	810	39,690
1.小計						106,330
2.天井工事						
新規野縁組	天井野縁組（吊木共）	材工共	49	m ²	10,500	514,500
天井石こうボード張り（GB-R）	厚9.5mm 準不燃 継目処理	〃	49	m ²	2,300	112,700
天井断熱工事	天井① ロックウール断熱材 厚155mm	〃	49	m ²	2,170	106,330
天井クロス張り	ビニル壁紙 下地調整共	〃	49	m ²	1,200	58,800
2.小計						792,330
合計	工事箇所番号を記入	断熱材の種類と厚さを記載する	施工面積を記載する			898,660
諸経費	(建物平面図にも記載)					179,340
総計						1,078,000

仙台 太郎 様

◆窓（カバー工法）の場合

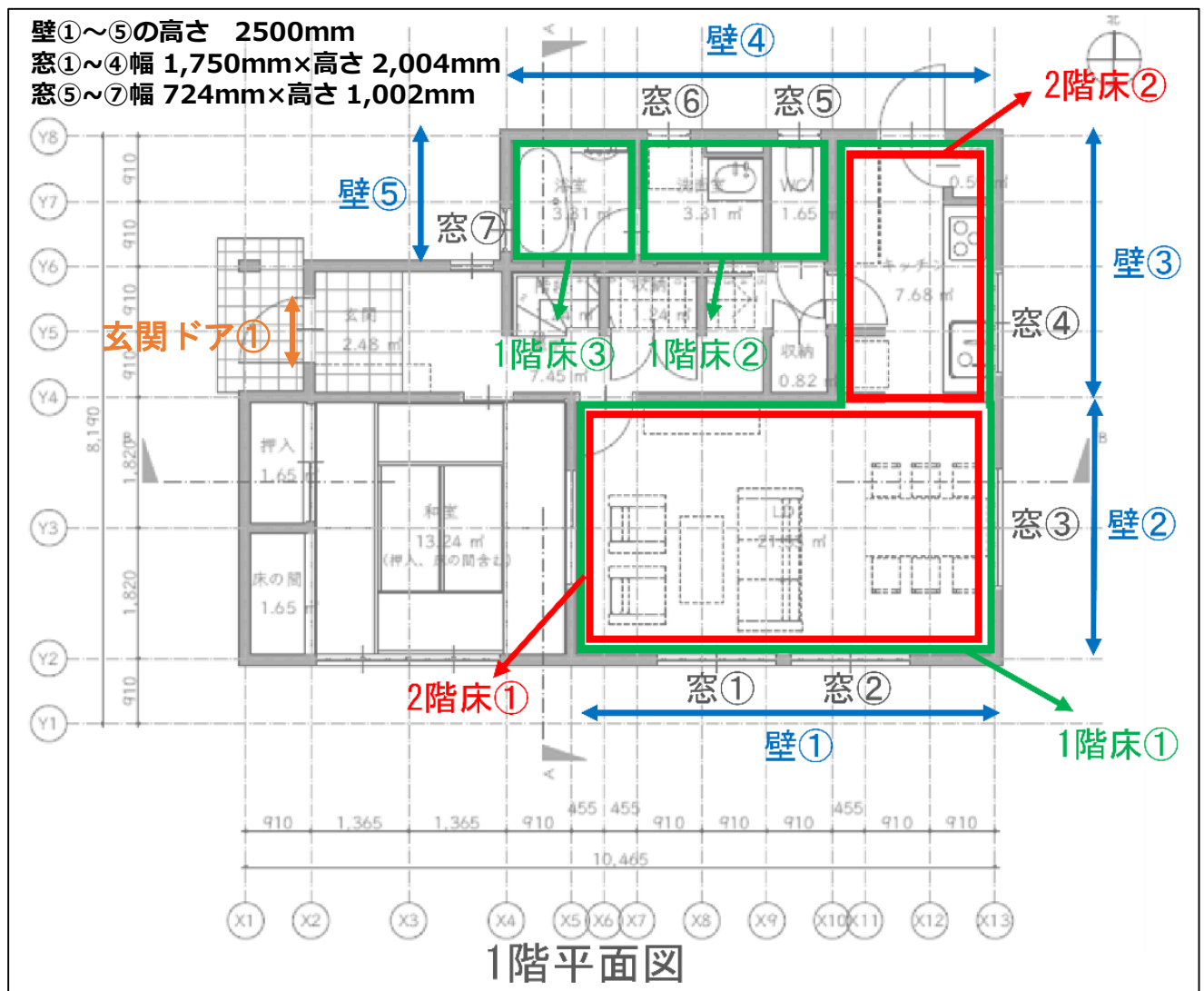
申請者あての見積書と分かること

名称	規格・仕様	数量	単位	単価	税抜金額	
既存サッシ撤去	障子（ガラス含む）のみ	手間	2	箇所	5,250	10,500
樹脂サッシ	窓① リビング 幅2560×高1800mm Low-E複層ガラス（ガス入り）	材工共	1	箇所	137,400	137,400
樹脂サッシ	窓② 和室 幅1650×高1800mm Low-E複層ガラス（ガス入り）	〃	1	箇所	82,620	82,620
サッシ取付け	カバー工法 コーキング含む	手間	2	箇所	33,300	66,600
合計	窓ごとに寸法（幅、高さ）を記載する					297,120
諸経費	工事箇所番号を記入					58,880
総計	(建物平面図にも記載)					356,000

建物平面図の記入例

- 最上階以外の天井は床として記載してください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 同一壁面において断熱材の種類・厚さが異なる場合は番号を分けてください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、寸法を記載してください。
(壁の場合は、高さも記載してください。)
- 壁面における窓など、断熱材を入れない部分があれば、その寸法を記載してください。
(下記例の場合、壁④の断熱改修工事において、断熱材を入れない窓⑤、⑥の寸法を記載)

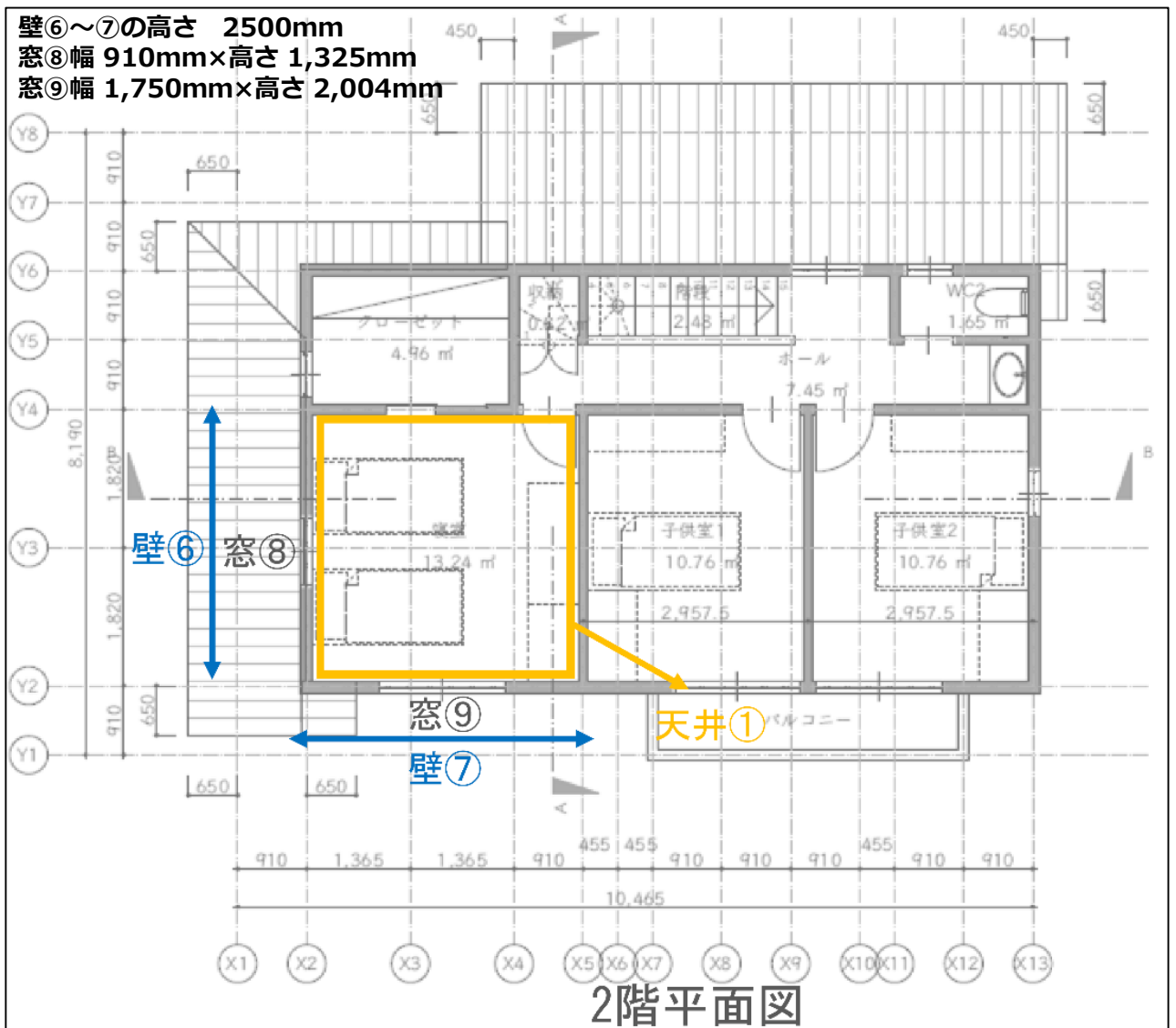
(例) 2階建ての住宅において、改修工事を行った場合



建物平面図の記入例

- 最上階以外の天井は床として記載してください。
- 「補助額算定表（様式第2号）」と対応するように工事箇所番号を記載してください。
- 同一壁面において断熱材の種類・厚さが異なる場合は番号を分けてください。
- 床、壁、屋根・天井を改修する場合は、寸法を記載してください。
(壁の場合は、高さも記載してください)
- 壁面における窓など、断熱材を入れない部分があれば、その寸法を記載してください。
(下記例の場合、壁⑥の断熱改修工事において、断熱材を入れない窓⑧の寸法を記載)

(例) 2階建ての住宅において、改修工事を行った場合



せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け) 工事写真

申請者 仙台 太郎

建物全景

【工事後】



・建物の全体が見えるように撮影してください

・改修箇所が写らなくてもかまいません

・マンション等の場合は該当の部屋が写らなくてもかまいません

※写真が分かり難い場合は再提出をお願いする場合がありますので、申請の手引きの注意事項を確認して撮影してください。

※工事前写真が要件を満たさない場合は補助金を交付できませんので、十分注意してください。

様式第3号-2記入例

窓(又は玄関ドア) 断熱の場合

窓断熱改修の撮影例

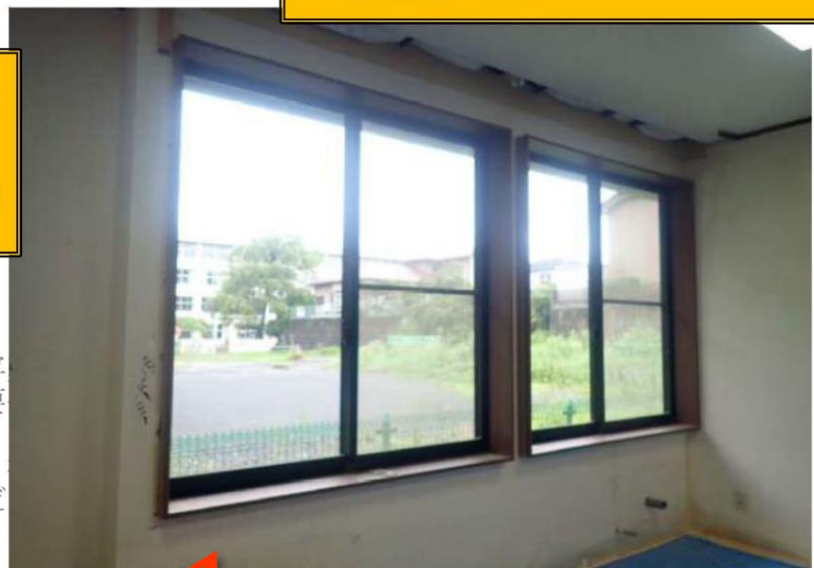
工事箇所番号 窓 1

- ・必ず室内側からカーテンを開けた状態で撮影してください
- ・正面ではなく斜めから窓を撮影してください
- ・工事箇所毎に1枚撮影してください

工事箇所毎に番号を記載してください
※「補助額算定表(様式第2号)」と番号を対応させること

【工事前】
補助対象機器等全体

写
要
・
だ
・



窓を新設する場合は、工事前の写真を貼る必要はありません。

【工事後】
補助対象機器等全体

- ・必ず、室内側からカーテンを開けた状態で撮影してください
- ・工事前、工事後は同じ角度で撮影してください
- ・窓全体が見えるように撮影してください
- ・内窓の場合は二重窓であること分かるように(内窓を半分開けて引き違うなど)撮影してください
- ・写真を引き伸ばす等の加工はしないでください



※写真が分かり難い場合は再提出をお願いする場合がありますので、注意事項を確認してから撮影してください。

窓断熱の場合

【悪い例】

※写真を撮り直していただくか、撮り直しができない場合は補助金を交付できませんのでご注意ください。



・外窓が確認出来ない



・カーテンで窓が確認出来ない



・窓全体が確認出来ない
・写真がぼやけて確認出来ない

その他

・室外から撮影している
・写真を加工している 等

窓以外の断熱改修の場合

工事箇所番号 **床** **1**

断熱材の種類毎及び施工部位毎（床・壁・天井毎）に代表的な施工写真を撮影してください

工事箇所部位・番号を記載してください。
※「補助額算定表（様式第2号）」と番号を対応させること

【工事前】

断熱材無し

・工事前の断熱材の種類、厚さを分かる範囲で記載してください



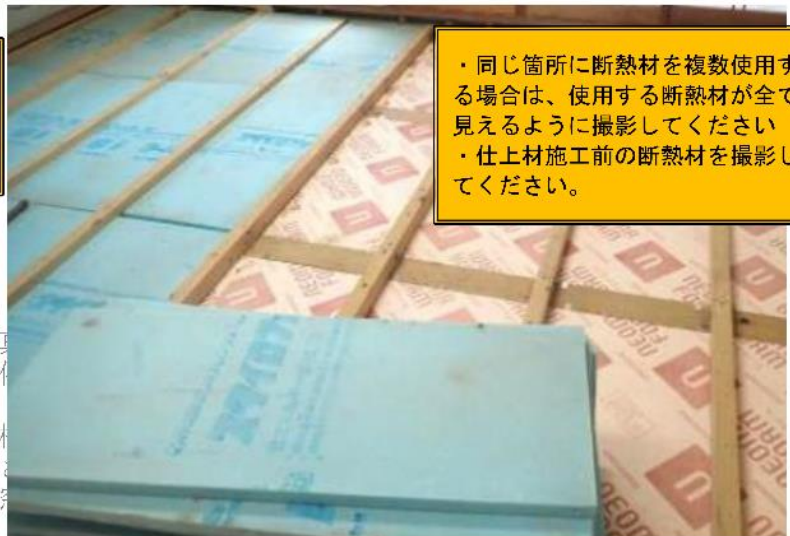
新設の場合は、工事前の写真を貼る必要はありません。

・工事後の断熱材の種類、厚さを記載してください
・施工する断熱材を全て記載してください

【工事後】

①押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種厚30mm
②フェノールフォーム板1種2号厚50mm

・同じ箇所に断熱材を複数使用する場合は、使用する断熱材が全て見えるように撮影してください
・仕上材施工前の断熱材を撮影してください。



窓以外の断熱改修の場合 ※ボード系又は繊維系断熱の場合

製品出荷(施工)証明書

2024年 6月 1日

原則、元請事業者への販売事業者（商流上の直前店）が発行してください。※誤りがあった場合は再提出となります

元請事業者への販売事業者名（商流上の直前店）を記入してください。

株式会社断熱建材

仙台市青葉区国分町〇丁目〇番〇号 印

申請者の氏名をフルネームで記入してください。

申請者と契約締結している事業者を記入してください。

社印を押印してください。（押印を省略する場合は担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先を記載してください）

元請事業者名 : (株)健幸省エネ住宅工務店 様

出荷日 : 2024年 6月 1日

申請者名 : 断熱 太郎 様

工事場所 : 仙台市青葉区二日町〇番〇号

集合住宅の場合は部屋番号まで記入してください

製品名称	種類	製品寸法(mm)		数量	厚さ(mm)	熱伝導率(W/m・K)	熱抵抗値(m ² ・K/W)	(参考)※工事箇所番号
		幅	長さ					
〇〇〇〇	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種a	910	1,820	35	50	0.028	1.79	床①
△△△△	高性能グラスウール断熱材16K	810	11,000	15	105	0.038	2.76	壁①
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						
		×						

小数点第3位まで記載

小数点第2位まで記載

「補助額算定表（様式第2号）」や見積書、建物平面図等と対応させてください

※証明事項には含まませんので、証明者以外の方（申請者または代行申請者）が記入しても構いません。

窓以外の断熱改修の場合 ※吹込み又は現場発泡吹付け断熱の場合

原則、実際に吹込み・吹付けを行った事業者が発行してください。※誤りがあった場合は再提出となります

製品出荷(施工)証明書

2024年 6月 1日

吹込み・吹付けを行った事業者名を記入してください。

株式会社断熱建材

仙台市青葉区国分町〇丁目〇番〇号

印

申請者の氏名をフルネームで記入してください。

下記のとおり

申請者と契約締結している事業者を記入してください

社印を押印してください。
(押印を省略する場合は担当者の氏名(フルネーム)及び連絡先を記載してください)

元請事業者名 : (株)健幸省エネ住宅工務店 様

出荷日 : 2024年 6月 1日 日

申請者名 : 断熱 太郎 様

工事場所 : 仙台市青葉区二日町〇番〇号

集合住宅の場合は部屋番号まで記入してください

製品名称	種類	施工使用量(mm) 幅×長さ	施工厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	熱抵抗値 (m ² ・K/W)	(参考)※ 工事箇所番号
○外壁 改修部位毎に作成してください						
〇〇〇〇	吹付け硬質ウレタンフォームA種I	3,500 × 2,500	105	0.029	3.62	壁①
		×				
		×				
		×				
		×				
○屋根・天井						
△△△△	吹込み用グラスウール10K	6,000 × 4,500	200	0.052	3.85	天井①
		×				
		×				
		×				
		×				
○床または基礎						
		×				
		×				
		×				
		×				

※証明事項には含まませんので、証明者以外の方(申請者または代行申請者)が記入しても構いません。

様式第9号記入例

様式第9号

住宅の性能及び省エネ性能向上に関する説明書

(1)住宅の性能について

外皮熱貫流率(Ua値) [W/m ² K]	0.32	
相当隙間面積(C値) [c m ² /m ²]	0.4	
一次エネルギー消費量 BEI 値	再エネ含む: -0.2	再エネ含まない: 0.4
太陽光発電積載量[kW]	8kW	

(2) 省エネ性能向上における助言

項目	助言内容	建築主 確認欄
外皮	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季はアウターシェード等の日除けで太陽の光を防いでください。 ・冬季は太陽の熱を取り込むようにしてください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめにフィルター清掃をしてください。 ・エアコン買い替えの際は、既存の能力と同程度にのものに買い替えてください。 ・夏季は室外機に日よけを設けることで効率が上がります 	<input checked="" type="checkbox"/>
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめにフィルター清掃をしてください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明はこまめに消してください。 ・ランプやカバー部分はこまめに清掃をしてください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽から熱が逃げないように蓋をするように心掛けてください。 ・使用しないときはスイッチを切るようにしてください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
改修時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・気密層に注意して改修してください。 	<input checked="" type="checkbox"/>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・月々のエネルギー使用量(電気・ガス・灯油の消費量)を記録するように心掛けてください。 	<input checked="" type="checkbox"/>

※上記表を適宜追加すること

上記を参考に助言内容を記載してください。

令和6年11月10日

上記について説明を受け内容を理解しました。

建築主が署名してください。

建築主名 仙台 太郎

様式第10号記入例

様式第10号

住宅施工証明書

(あて先)仙台市長

社印を押印して
ください

令和〇年 〇月 〇日

住所 仙台市青葉区国分町●丁目〇番●号
会社名 株式会社熱活工務店

印

次の住宅は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（「BELS」等、第三者認証を受けているものに限る。）に係る BELS 評価書により証明された仕様のとおり施工されたことを証明します。

記

申請者(建築主)氏名	仙台 太郎
申請住宅住所	仙台市青葉区国分町3丁目7-1
評価書交付年月日	令和6年4月20日
評価書交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
評価機関名	株式会社 ●● センター
工事着工年月日	令和6年 4月25日
工事完了年月日	令和6年10月30日

BELS評価書の内容を記載してください

7.補助金交付額の確定

交付申請兼実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付決定及び額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。

なお、補助対象事業の実施を確認するために、現地調査を行う場合があります。

8.補助金の交付請求

交付決定及び額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書（様式第6号）」を郵送により環境局脱炭素政策課宛てに提出してください（記入例は27ページ、送付先は最終ページ「提出・問い合わせ先」を参照）。

【注意点】

- ・補助金を振り込む口座は、申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。
- ・便宜上、交付申請兼実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・請求金額及び請求日について、**修正不可**となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

9.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。

なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。

【注意点】

- ・補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。
- ・特に年末と年度末は会計処理が集中するため、長めにお時間をいただく場合があります。

10.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内に補助金により取得した機器を処分しようとするときは、あらかじめ「補助金財産処分承認申請書（様式第8号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

11.申請手続き代行事業者の公表

補助金の代行申請を行った事業者については、掲載に同意しない場合を除き、市ホームページに掲載し公表いたします（掲載に同意しない場合は、「補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）」の裏面「同意しない」欄にチェックしてください（10ページ参照）。

12.補助事業完了後の市への協力

市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

13. 請求書の記入例

様式第6号

請求日の欄は訂正することができません。誤りのないように記入してください。(交付申請兼実績報告と同時に提出する場合は空欄とする)

せんだい健幸省エネ住宅補助金(全体改修向け)交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

※請求日について、誤りがあった場合修正できませんのでご注意ください

申請者

氏名	フリガナ	センダイ タロウ
	仙台 太郎	
〒	(〒 980-8671)	
住所	仙台市青葉区二日町〇番〇号	
電話番号	(022) 214 - 〇〇〇〇	

交付決定及び額確定通知書に記載されている日付や番号を記入してください。(交付申請兼実績報告と同時に提出する場合は空欄とする)

●●●●年●●月●●日付仙台市(▲▲環脱政)指令第■●■で交付額確定通知がありました標記の補助金について、せんだい健幸省エネ住宅補助金(改修向け)交付要綱第12条に基づき、交付を請求します。

交付決定及び額確定通知書に記載されている補助確定額を記入してください。

コンマ(数字の区切り)を記入しないでください

請求金額	¥	1	0	0	0	0	0	円	
振込先情報	金融機関名	●● 銀行 ●● 店							
	預金種別	1. 普通預金		2. 当座預金					
	口座番号(右詰)	No.	1	2	3	4	5	6	7
	口座名義	フリガナ	センダイ タロウ						
		仙台 太郎							

請求金額の欄は訂正することができません。誤りのないように記入してください。

※口座名義人は申請者と同一名義としてください。

※首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入してください。

※首標金額及び請求日について、誤りがあった場合、再

申請者ご本人名義の振込口座を指定してください。

Q&A

① 補助対象事業について

【共通】

Q1	部位別改修向けの補助との違いについて教えてください。
A1	大きく違うのは、全体改修向け補助の場合、「「せんだい健幸省エネ住宅」の認定基準（外皮平均熱貫流率0.48以下）を満たすよう、外気に接する部分の概ね8割以上を断熱改修する工事」が補助対象事業の要件となっている点です。面積要件について不明な点は事前にお問い合わせをお願いします。 「せんだい健幸省エネ住宅」の認定制度については、「せんだい健幸省エネ住宅認定制度 申請の手引き」をご確認ください。

Q2	令和6年3月31日以前に工事契約を締結しましたが、補助対象にならないのでしょうか。
A2	補助対象となる事業は、令和6年4月1日以降に着工した断熱改修工事であれば補助対象となります。

Q3	自分で改修工事を行う場合は補助対象になりますか。
A3	対象になりません。専門の工事業者が改修工事を行う場合が対象となります。

【窓断熱改修工事】

Q4	サンルーム内の窓を改修する場合は補助対象になりますか？
A4	サンルーム内の窓は外気に直接接していないため対象になりません。
Q5	カバー工法の窓も補助対象になりますか。
A5	要件を満たす場合は、対象となります。外窓設置として申請してください。

Q6	新たに窓を設置する場合も対象になりますか？
A6	設置する窓が性能や要件を満たしている場合は、補助対象になります。
Q7	一か所の窓について、外窓設置と内窓設置をする場合、どちらで申請すればいいですか。
A7	外窓設置か内窓設置、どちらか一方に補助することになります。選択して申請してください。

【窓以外の断熱改修工事】

Q8	外気に接していない間仕切壁の断熱改修は補助対象になりますか。
A8	要件を満たす場合は対象になります。

② 補助対象住宅について

Q9	集合住宅（アパートやマンションなど）における改修は対象になりますか？
A9	対象になりません。一戸建て住宅における全体改修工事が対象となります。

③ 補助対象者について

Q10	仙台市外に居住していますが、補助を受けることができますか？
A10	原則、受けることができません。 ただし、住宅の所有者が単身赴任等により市外に住所を有している場合、補助対象住宅（3ページ参照）に当該所有者の配偶者又は一親等の親族が居住していれば、当該所有者は申請が可能です。
Q11	住宅を複数所有していますが、複数回の申請は可能ですか？
A11	同一年度内1回限りの申請となります。なお、1回の申請では住宅1棟分のみ申請が可能です。

④ 申請手続き・書類について

Q12	個人による申請ではなく、事業者に代行申請を依頼してもいいですか？
------------	----------------------------------

A12	事業者による代行申請も可能です。
------------	------------------

Q13	申込みに必要な書類はどこで入手できますか？
------------	-----------------------

A13	仙台市ホームページでダウンロードすることができます。インターネットを使用できない場合は、環境局脱炭素政策課へお問い合わせください。
------------	---

Q14	電子メールやFAXによる申請書類の提出は可能ですか？
------------	----------------------------

A14	電子メールやFAXによる提出は受付できません。郵送により提出してください。（持参された場合、窓口では書類受け取りのみとし、審査や確認はいたしません。）
------------	---

Q15	市税納付状況の確認はなぜするのですか？申請書の「同意する」とか「同意しない」はということですか？
------------	--

A15	「市税の滞納がないこと」が補助要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって脱炭素政策課で納税状況を確認します（2週間程度かかります）。「同意しない」場合には、交付申請書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行手数料300円）を申請書に添付してください。
------------	---

Q16	建物の登記事項証明書の代わりに登記情報提供サービスから印刷したものでもよいですか？
------------	---

A16	公印等の押印がないため、登記情報提供サービスから印刷したものは添付書類として不可です。
------------	---

Q17	建物の登記事項証明書は現在事項証明書でも問題ないですか？
A17	問題ありません。現在事項証明書または全部事項証明書を提出してください。

Q18	登記事項証明書の権利部（甲区）に記載されている所有者の住所が住民票の住所と異なりますが、申請は可能ですか？
A18	登記事項証明書と住民票の住所が異なる場合は、登記事項証明書の住所から現在の住所までの異動履歴を証明する公的資料（戸籍の附票など）を追加で提出していただく必要があります。

Q19	値引き等の理由により契約書と見積書の金額が合わない場合、再度、契約金額に合わせた見積書を用意する必要がありますか？
A19	用意する必要があります。見積書は契約書と同じ金額のものを提出してください。

Q20	建築当時の図面は保有していますが、過去にリフォーム（間取り等の変更）を行っているため、現在の間取りと異なっています。リフォーム後の図面を提出する必要がありますか？
A20	リフォーム後の図面を提出してください。改めて図面を作成することが難しい場合は、建築当時の図面に変更内容が分かるよう手書き等で修正したものを提出してください。

⑤ その他について

Q21	国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？
A21	補助対象経費を超えない範囲内で併用可能です。ただし、他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金要綱等をご確認ください。

Q22	予算残額は公開していますか？
A22	予算残額は市ホームページで公表し、定期的に更新を行います。

提出先・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素政策課

〒980-0802

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5F

TEL：022-214-8682

開庁日時 平日8時30分～17時15分

※交付請兼実績報告書類は、**郵送にてご提出ください。**

持参された場合、書類の受け取りのみとさせていただきます、窓口での
審査や確認はいたしません。